第二十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有・無

当期において控除する外国税額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額(別表1の⑥) ①	円	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑱) ②		
	計 ①+② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額(別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		
	道府県民税の控除限度額(別表1の③) ⑤		
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額 ③−(④+⑤) ⑥		
	市町村民税の控除限度額(別表1の④) ⑦		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額(別表1の㉒) ⑧		
	計 ⑦+⑧ ⑨		
	当期分の控除外国税額(⑥又は⑨のうち少ない額) ⑩		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪			
当期分として算定した法人税割額(⑳又は第20号様式の⑤−⑦−⑧ ⑫			
当期において控除する外国税額(⑫若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は㉑) ⑬			

前3年以内の控除未済外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭−⑮ ⑯
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計	⑪ 円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額 ⑰	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑱	各市町村ごとに控除する外国税額(⑰又は⑱のうち少ない額) ⑲
		人	円	円	円
合計				⑳	㉑

第20号の4様式記載要領

1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

2　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(2)　第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(3)　第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

4　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5　「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

6　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。